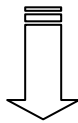


## 公衆浴場を開設される方へ

大仙市内で公衆浴場を新しく開業するためには、市役所に「営業許可申請書」を提出し、構造設備について基準に適合しているかどうかの検査を受け、「営業許可証」の交付を受けることが必要です。

### ▼開設手続きの流れ（開店日については余裕を持たせてください。）

手続きを始める前に



申請書提出



確認検査



許可証交付



営業開始

・構造設備基準がありますので、工事を着工する前に、設計図面等を持参の上、相談してください。

・申請には建築検査済証を添付してください。

※申請後に建築基準法(仙北地域振興局建築課)及び消防法(大曲消防署予防課)に適合しているかどうか市から各機関に意見書を申請しますので、関係法令に適合するよう他機関へ事前相談を行うようお願いします。

完成予定の10日くらい前に、必要な書類(※下記)を揃えて申請してください。この際に、現地調査にうかがう日時を決定します。

営業者に立ち会っていただき、施設完成の確認検査をします。検査の際は、店内を営業時と同じ状態にしておいてください。(不適事項については改善し、再検査を受けることになります)

施設基準に適合していることを確認後(検査の2～3日後)、営業許可証を交付します。(受領印をご持参ください)

### ▼申請に必要な書類

1. 営業許可申請書
2. 営業施設の構造・設備の内容を明らかにした平面図
3. 営業施設の所在地の周囲おおむね400m以内の見取図(公衆浴場の設置場所の基準を確認)
4. 法人の場合は、定款または寄与行為の写し
5. 建築検査済証(新規営業の場合、建築事務所に申請。施設の増改築または名義変更等による新たな許可の場合、市から仙北地域振興局建築課に意見書を申請)
6. 水質検査結果書(供給する湯および水、浴槽水の水質検査結果書を添付してください)
7. 手数料 22,000円

※申請書の内容に変更等が生じた場合は届出が必要ですので、必ずご連絡ください。

(住所・名称・営業者の変更、増改築、廃業等)

担当：大仙市市民部環境交通安全課 電話0187-63-1111(内線229)